

令和4年度 定期監査結果報告書

第1 監査の対象

- (1) 対象部署 全部署
- (2) 監査範囲 令和4年度上半期の財務等に関する事務執行

第2 監査の着眼点及び主な実施内容

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかの観点から、富谷市監査基準に従い監査を実施した。

なお、実施にあたっては、予め重点項目等を次のとおり設定し、事前に関係資料等の提出を求めるとともに、それぞれ課長等からその執行状況等の説明を聴取し、本市の行財政運営全般の合規性、正確性、経済性、効率性、有効性、公平性などに着眼して慎重に考察した。

- (1) 収入事務
- (2) 契約事務
- (3) 物品管理事務

第3 実施場所及び日程

- (1) 実施場所 富谷市役所会議室
- (2) 日 程 第1 令和4年11月 1日から11月24日
第2 令和4年12月12日から12月16日

第4 監査の結果

監査は試査によるものであり、全ての事務事業について精査できたわけではないが、対象とした事務事業については初期の目的に沿い、予算及び関係法令、条例、規則等に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、一部に指摘事項、注意事項、検討を要する事例が見受けられた。これらについては、以下のとおり概要を記載したので早急に再発防止策及び改善策を検討し、それぞれ適切に対応されるよう望むものである。

なお、事務処理上、軽微な注意事項等については、監査時に所管課長等に口頭で注意、改善を促しているので記載を省略しているものである。

1 指摘事項

(1) 納入通知書の納期限記載

前年度に引き続き、納入通知書に納期限を記載せずに通知している事例が散見された。地方自治法施行令第154条第3項の規定により、納入通知書には納期限を記載しなければならないと定められている。改めて法令遵守の徹底を図られたい。

(2) 予算繰越に伴う変更契約手続

令和3年度内納品が困難となり、予算の繰越承認を受けて令和4年度に納品された事案について、納期を令和4年度に延期するための変更契約手続きをしていなかったことが確認された。

2 注意事項

(1) 歳入調定漏れと調定日の周知

本市財務規則によると、随時の収入にあっては、原則、その原因の発生した都度、歳入調定伺書兼通知書により調定しなければならないとされているが、一部失念による調定漏れが確認された。

また、国県補助金に関する調定日の取扱いについても、部署や担当者間で差異が見られた。庁内周知が不十分だったことが原因といえる。

(2) 工事関係諸規程の遵守

契約を伴う事案について、関係規則に抵触する運用となっている事案が見受けられた。財務規則のほか、請負工事監督規程及び検査規程等を遵守のうえ運用されたい。

また、契約書様式が標準様式ではなく、契約相手方が作成したものについては、契約締結前にその内容を十分に確認のうえ運用されたい。

(3) 支出負担行為の処理漏れ

契約締結後に処理を要する支出負担行為について、一部処理の失念が確認された。支出負担行為は、契約行為と連動する重要な事務であり、予算執行管理にも大きく影響するものである。

3 意 見

(1) 納期限設定に関する規則の整備検討

年間を通じて貸し付けている財産の使用料に関する納期限の設定についても部署で差異が見られた。本市として統一した運用が図られるよう引き続き財務規則の見直しや規程等の整備を検討されたい。

第5 総 括

今回の定期監査において、長年の課題であった滞納管理事務が大きく前進していることを高く評価する。

税務課内に収納対策室が設置されたことにより、徴収に対する専門性が発揮され、庁内全体による影響をもたらし収納率の向上につながっている。

引き続き福祉的な配慮に留意しつつ全庁的なスキルアップに注力され、納税者や受益者負担の公平性の確保を図るべく適正な債権回収に努められたい。

一方、法令等の理解不足や決裁時及び定期的な事務の確認不足が原因と思われる誤りや失念も見受けられた。

この要因として、重要事項が全庁的周知に至らず、書類の内容確認においては、整合性のチェックが不足していたものと推測される。

改めて、今回の監査により判明し、指摘又は注意の対象となった事案はもちろん、対象外だった事案も含め一斉点検を行い決算に向けて適切に対応されたい。

